

中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図るため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第6章に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下「政令」という。）第73条に規定する特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 退職金共済契約 法第2条第3項に規定する退職金共済契約及び政令第73条第1項第1号に規定する退職金共済契約をいう。
- (3) 被共済者 法第2条第7項に規定する被共済者及び政令第73条第1項第2号に規定する被共済者をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、当該中小企業者の従業員数に対する被共済者数の割合の維持又は増加とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、退職金共済契約に基づき被共済者の掛金を納付した市内に事業所を有する中小企業者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、算定した額とする。

- (1) 新たに被共済者となった日の属する月から起算して12月を経過するまでの期間 被共済者1人当たり掛金月額 $\frac{10}{100}$ （その額が500円を超えるときは500円）以内
- (2) 前号の期間を超え36月を経過するまでの期間 被共済者1人当たり掛金月額 $\frac{10}{100}$ （その額が250円を超えるときは250円）以内

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 被共済者であることを証する書類
- (2) 掛金を納付したことを証する書類
- (3) 被共済者月別・個人別掛金明細書

(補助金交付の請求)

第7条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。